

高山市人権だより

令和5年11月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

犯罪被害者やその家族の人権について 考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去
発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



ある日突然、あなたやあなたの家族が、犯罪事件や交通事故などに巻き込まれてしまうことがあります。犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけではなく、その後遺症による精神・身体の不調、医療費の負担や失業・転職による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担など様々な問題に苦しんでいます。

犯罪被害者やその家族が受ける二次的被害

さらに、追い打ちをかけるように、過剰な取材や報道、興味本位のうわさや心ない中傷、インターネット上の悪意の書き込みなどによって、犯罪被害者やその家族の名誉が傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなど、精神的苦痛にさらされることもあります。(このような被害を「二次的被害」と呼んでいます。)

二次的被害の具体例

- 友人・知人の言動、近隣のうわさや中傷
 - ・「頑張れ」、「早く忘れなさい」等という、心情に配慮しない言葉掛けや態度
 - ・哀れみの視線や、遠巻きにする態度
 - ・いわれなき偏見・中傷や興味本位の話しかけ
 - ・インターネット等による無責任なうわさを流すこと
- 配慮に欠ける職場環境・偏見による解雇等
 - ・被害者心情への理解不足や仕事上での配慮不足
 - ・受診や裁判傍聴等で休むことができない
 - ・偏見による解雇
- メディアの過剰な取材等
 - ・心情を考慮しない強引な取材
 - ・事実と異なる内容がある
 - ・プライバシーを侵害する内容等がある



犯罪被害者やその家族への接し方

犯罪被害にあった後には、周囲の人からの支えが大きな力となります。犯罪被害者やその家族の話をよく聴き、できるだけその意思を尊重した対応を取りましょう。

また、犯罪被害者やその家族を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けてください。犯罪被害者等の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

心をつつむ やさしい支援 とぎれなく

令和5年11月25日から12月1日は、犯罪被害者週間です

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

・みんなの人権110番 ☎0570-003-110(受付時間:平日8:30~17:15)

法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守

・インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索